

## 令和3年度 保育園・認定こども園 副食費（2号認定）

階層区分 年収めやす		(課税額：市町村民税所得割)	月 額	
			保育標準時間	保育短時間
第1階層	1	生活保護世帯、里親世帯	<b>免除（0円）</b>	
第2階層 ～260万円未満	2-2	市町村民税非課税世帯		
	2-1	うち「ひとり親世帯」、「※障がい児(者)のいる世帯」		
第3階層 ～330万円未満	3-2	課税額 48,600円未満である世帯（均等割のみ含む）		
	3-1	うち「ひとり親世帯」、「※障がい児(者)のいる世帯」		
第4階層 ～360万円未満	4-1A	課税額 48,600円以上 57,700円未満である世帯		
	4-1	課税額 48,600円以上 77,100円以下で「ひとり親世帯」、「※障がい児(者)のいる世帯」		
第4階層 ～470万円未満	4-2	課税額 77,101円以上 97,000円未満である世帯のうち、ひとり親世帯、「※障がい児(者)のいる世帯」		
	4-2B	課税額 57,700円以上 97,000円未満である世帯		
第5階層	5	課税額 97,000円以上 133,000円未満である世帯	<b>保護者負担 （4500円）</b>	
第6階層 ～640万円未満	6	課税額 133,000円以上 169,000円未満である世帯		
第7階層 ～930万円未満	7	課税額 169,000円以上 301,000円未満である世帯		
第8階層 ～1130万円未満	8	課税額 301,000円以上 397,000円未満である世帯		
第9階層 1130万円～	9	課税額 397,000円以上である世帯		

- ◆幼児教育・保育の無償化により保育料は無償ですが、給食費、行事費などは保護者負担です。
- ◆副食費の額は、園ごとに異なる場合があります。
- ◆小学校就学前の子が3人以上いる世帯の第3子以降は免除します。  
※障がい児(者)：身障手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方や、特別児童扶養手当や障害基礎年金等受給している方が対象です。
- ◆年度途中で住民税の修正申告があったり、同一世帯で障害手帳・療育手帳の取得・喪失があった場合は、副食費に影響することがあるためすみやかにお知らせください。
- ◆保護者の状況（退職、就職、妊娠出産等）が変わった場合は、認定変更申請をお願いします。